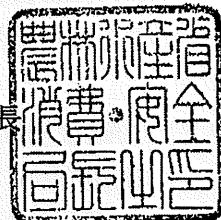


2 消安第2700号
令和2年9月24日

富山県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



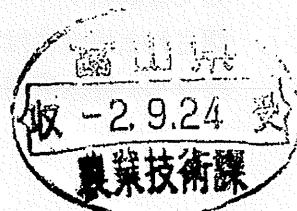
令和2年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、今般全部変更した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「令和元年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（令和元年9月24日付け元消安第2118号農林水産省消費・安全局長通知）等により、都道府県の家きん飼養農場に対する発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

我が国においては、平成30年1月以降本病の発生は確認されていませんが、本年に入つてから中国では1月及び2月に、フィリピンでは3月及び7月に、ベトナムでは1月から8月までに、台湾では1月から9月までに、ロシアでは7月から9月までに家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。野鳥においても、8月には、韓国において低病原鳥インフルエンザウイルス、ロシアにおいては高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認される等、周辺国における本病の発生状況を考慮すれば、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥が本格的に飛来するシーズンを迎えるにあたり、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策を徹底するとともに、特に下記の事項に留意の上、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記



1 まん延防止対策

(1) 早期発見・早期通報

家きんの飼養者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する症状の内容について周知

するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する都道府県にその旨を届け出るよう、指導すること。

また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、家きんの飼養者に対し、平時から飼養する家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報を徹底するように周知すること。

(2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認

都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記(1)の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施できるよう、体制を改めて確認すること。

また、万一の発生に備え、防疫指針第2-2の2の(2)に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の確認をすること。

また、防疫指針第2-2の2の(4)に基づく発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、防疫指針第4の9に基づく食鳥処理場における本病発生時の対応等について、県内の総務部局、精神保健主管部局、公衆衛生部局及び環境部局等との連携体制を確認すること。

(3) 本病の発生に対する必要な人員、防疫資材及び埋却地等の確保

万一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針第2-1の2の(6)及び第2-2の1の(1)に基づき、必要な人員を確保するとともに、防疫資材、検査試薬、特殊自動車等を必要量確保し、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先を確認し、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）を行うこと。また、本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について、確認を行うこと。また、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第2-1の2の(7)に基づく調整を行うこと。

2 その他（野鳥のサーベイランス）

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第4の7に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場に立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

以上